

第29課 意思表示—内心と表示行為の不一致（心裡留保）

意思表示は、すでに述べたとおり、効果意思と表示行為が組み合わさって成り立っているから、この間に不一致があると有効に成立しないことになる。このことを、表示行為に対応した効果意思が欠けているという意味で「意思の欠けつ」（古い法律用語であり、「けんけつ」と読む。「欠如している」というほどの意味である。）という。民法はこのような場合について、「心裡留保」（第93条）、「通謀虚偽表示」（第94条）及び「錯誤」（第95条）の3つの形態を想定しており、これらはいずれも内心の意思と表示行為に食い違いがある場合のことであるが、ここではまず「心裡留保」を取り扱う。

「**心裡留保**」とは、表意者が真意でないことを自分で知りながらある意思表示をすることをいう。嘘や冗談などがその例である。この場合、内心と表示行為に不一致があるため、本来であれば意思表示としては成立しないはずであるが、これを常に無効だとすると、このような表示を信用した相手を害することがありうる。実際、「買います」という表示行為をした者に対し、その相手方がこれを信じて目的物を売ることにしたのに、後で「あれは冗談だったから無効だ」などと言われてはたまったものではない。そこで、民法は、心裡留保の場合には原則として表示行為のとおり法律効果を発生させることにしたのである。そのことを、民法第93条本文は「其効力ヲ妨ケラルルコトナシ」と規定している。つまり、このような意思表示をした表意者は、自分で知っていてわざとこのような表示をしたわけであるから、表意者を保護する必要はないのである。このように、効果意思と表示行為に不一致がある場合、効果意思がどのようなものであるかを問わずに、表示行為にしたがって行為の効果を認めるやりかたを、「意思のないところに有効な行為はない」という「**意思主義**」の原則に対して、「**表示主義**」という。

しかし、表示が表意者の真意に基づいていないことを知っている相手方、あるいは知ることができたはずの相手方まで保護する必要はない。そこで、民法第93条但書では、相手方が「**表意者ノ真意ヲ知り又ハ知ルコトヲ得ヘカリシトキ**」には、その意思表示は無効とする、と規定している。すなわち、心裡留保の場合には、原則として表示行為のとおり法律効果が発生することとし、但書の事情があるときだけ、「意思主義」の原則に戻ることにしているのである。

1 重要語句

a 心裡留保

「心裡」を「留保」する、つまり真実を心のうちにとどめ置いておく、という意味である。自分で行っている表示行為が、本当の自分の意思とは異なっていることを分かっている点で、虚偽の表示であるとも言え、次の課で取り扱う「通謀虚偽表示」と似ており、真意と表示が食い違っていることに気づいていない「錯誤」と異なる。

b 意思主義と表示主義

私的自治の下では、法律行為は「意思」に基づくのが原則であり、意思のないところに行為はない。したがって、意思が欠如している場合には、表示行為があっても、行為は成立せず、法律効果は発生しないのが本来の姿である。これを「意思主義」という。しかし、いかなる場合にもこの原則を貫いてしまうと、表示を信じた者に不測の損害を加えかねない。そこで、意思主義の原則を修正する原理として、「表示主義」が登場することになる。表示主義は、表示をした者の側に意思が欠けていたり、真意が違うところにあつた場合でも、表示されたとおりに法律効果を発生させる主義である。取引の安全を確保しなければならない場面では、表示主義が多く採用されることになる。

c 民法93条但書

この但書に該当する場合には意思主義の原則に戻って意思表示が無効となるわけであるが、事情を知らない第三者との関係では、次の課で扱う民法第94条第2項を類推適用して、この無効を主張することはできないと解釈されている。

d 「表意者ノ真意ヲ知り又ハ知ルコトヲ得ヘカリシトキ」

この文言の意味は「意思を表示した者の真意を知っているか、又は知ることができたはずである場合」というものであるが、このような表現は民法などの法律では頻繁に出てくるので、よく理解して欲しい。法律用語では、ある事柄や事情を知っていることを「悪意」、知らないことを「善意」と言い（一般的な意味での善悪という価値判断のことではなく、日常用語とは使い方違うので注意）、知らないが、注意をしていれば知ることができたはずの場合を「過失ある善意」、注意をしていても知ることができなかった場合を「善意無過失」と言う。したがって、この民法第93条の但書の場合には「悪意又は過失ある善意の場合」（「悪意又は有過失」とも言う）ということになる。

